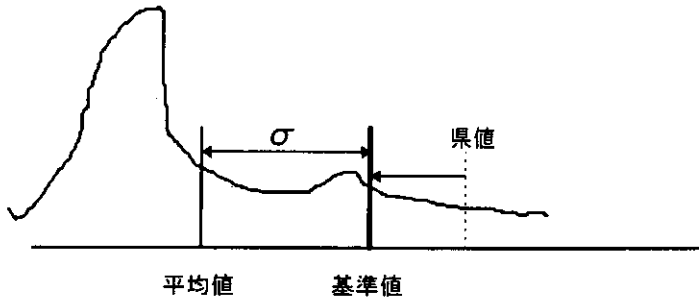


(別紙 1)

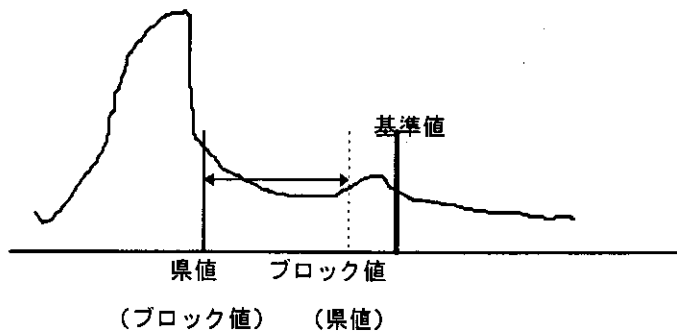
入院率の考え方

- 1 都道府県の入院率（県値）が基準値以上の都道府県について
→ 基準値を適用する。



- 2 都道府県の入院率（県値）が基準値より小さい都道府県について

→ 県値（ブロック値）とブロック値（県値）の範囲内で都道府県知事が設定した率を適用。ただし、その率は基準値を超えないものとする。



- 基準値 = 全国平均値に標準偏差（ σ ）を加算した値
- ブロック値 = 全国 9 地方ブロックごとの数値（現行の値を改定）

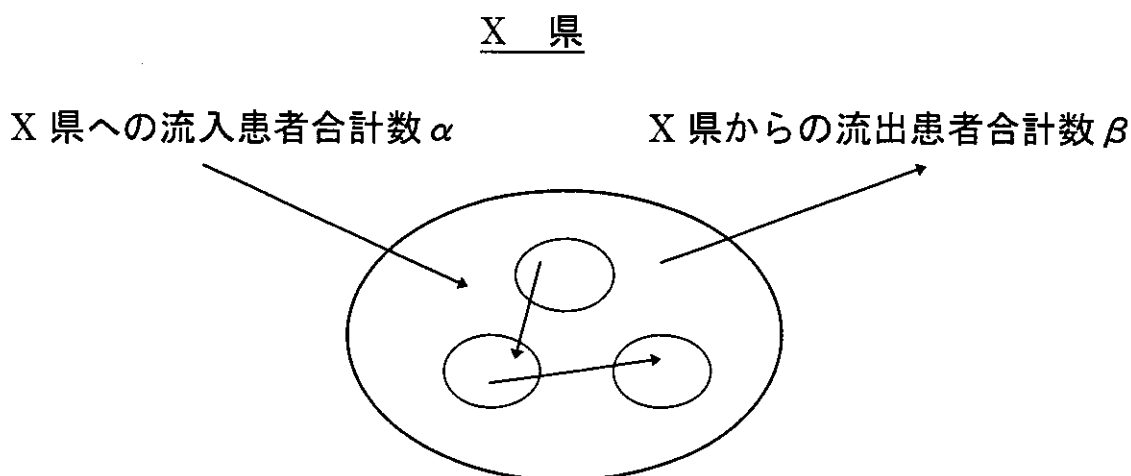
病床利用率

病床の種別	病床利用率
一般病床・療養病床	0.84
精神病床	0.95
結核病床	0.89

(別紙3)

都道府県知事の裁量による流入・流出患者数設定の考え方

- 流入加算、流出減算については、各医療圏ごとの実数の範囲内で都道府県が任意に設定することができる。ただし、各医療圏について設定した数の合計は、各医療圏の ΣAB の合計を超えないことを基本とする。
- ただし、都道府県外への流出患者数が都道府県内への流入患者数よりも多い都道府県は、当該流出患者数と流入患者数の差の1/3の範囲内の数を上記の ΣAB の合計に加算することができる。



$$\begin{aligned} X \text{ 県の設定数の合計} &\leq \Sigma \Sigma AB + 1/3 (\beta - \alpha) \\ \text{但し } \beta - \alpha &\geq 0 \end{aligned}$$

流入・流出患者数設定のイメージ

○現行算定方法（例）

二次医療圏	人口×入院率 (ΣAB)	流入 (+C)	流出 (ΔD)	1/3 加算	計(加算前) (加算後)
a 医療圏	500	100	70	23	(530) 553
b 〃	350	50	90	30	(310) 340
c 〃	400	70	45	15	(425) 440
d 〃	200	10	70	23	(140) 163
e 〃	300	15	45	15	(270) 285
県計	1750	245	320	106	(1675) 1781

各医療圏ごとの実数の
の範囲内で都道府県
が任意に設定

1/3加算は廃止

○新しい算定方法案（例）

二次医療圏	人口×入院率 (ΣAB)	流入 (+C)	流出 (ΔD)	計
a 医療圏	500	0~100	0~70	430~625
b 〃	350	0~50	0~90	260~425
c 〃	400	0~70	0~45	355~495
d 〃	200	0~10	0~70	130~235
e 〃	300	0~15	0~45	255~340
県計	1750	0~245	0~320	1750 ※(1775)

※例の場合、流出320から流入245の差75の1/3(25)の範囲内を加算できる。

基準病床数は、計を病床利用率で割り戻し、平均在院日数の短縮化率を掛けて算出。